

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年4月27日

京都市教育委員会
委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第2号

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(東日本大震災により被害を受けた地域において業務に従事する職員に支給する手当)

- 2 第2条及び第8条の規定にかかわらず、東日本大震災により被害を受けた地域において、職員が、被害を受けた者の相談、災害復旧事業に係る調査その他特殊な現場における困難な業務として教育長が認めるものに従事したときは、特殊現場作業手当として、日額840円を支給する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）附則第2項の規定は、平成23年3月11日から適用する。

(支給期日の特例)

- 2 平成23年3月11日から同月31日までの期間に係る改正後の規則附則第2項に規定する特殊現場作業手当は、改正後の規則第11条第1項の規定にかかわらず、同年5月の給料の支給日に支給する。

(教育委員会事務局総務部総務課)